

国海安第146号の3  
国海査第417号の3  
平成24年12月27日

水洋会  
事務局長 中村 勝英 殿

海事局 安全基準課長



検査測度課長



船舶安全法等の一部改正に伴う事務について

(関連：国海安第144号（平成24年12月27日）、国海安第145号（平成24年12月27日）)

平成25年1月1日から施行される一部改正された船舶検査関連法令（船舶安全法、海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律（海防法）及び国際航海船舶及び国際港湾施設の保安の確保等に関する法律（保安法）及び関係省令）に関連し、下記のとおりお知らせ致します。

記

1. 船級協会入級船（船級船）に係る無線検査関連

(1) 船舶安全法に基づく無線検査

施行日以降、船級船に係る船舶安全法第4条による無線設備の検査は、船級協会が実施します。これに伴い、危険物船舶運送及び貯蔵規則第45条の規定による防災等の措置が不要である船舶については、船舶安全法第5条の規定による定期検査及び中間検査の受検は不要となります。

なお、従前、定期検査及び中間検査申請時に管海官庁に提出していた地方総合通信局発行の「船舶局及び船舶地球局検査結果通知書」は、船級協会に提出して下さい。

(2) 貨物船安全無線証書

施行日以降、船級船に係る貨物船安全無線証書の交付及び中間検査時の裏書きその他の事務処理は、船級協会が行います。

なお、施行日前に管海官庁から交付を受けた貨物船安全無線証書は有効期間が満了するまでの間、効力を有します。

(3) 国際液化ガスばら積み船適合証書、国際液体化学薬品ばら積み船適合証書及び国際満載喫水線免除証書

国際液化ガスばら積み船適合証書、国際液体化学薬品ばら積み船適合証書又は国際満



載喫水線免除証書の交付を受けている場合、中間検査時の裏書きは従来とおり管海官庁で行います。

## 2. 定期検査受検時の従前証書の効力延長措置関連

船舶安全法、海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律及び国際航海船舶及び国際港湾施設の保安の確保等に関する法律の各法により交付された証書（国内証書・条約証書）の有効期間延長の特例措置を受ける場合の条件及び手続きは次のとおりです。

### （1）条件

次の条件の全てに該当し、船級協会による更新検査合格後速やかに新証書の交付を受けることが困難な場合、本措置の適用を受けることができます。

- ① 国際航海に従事する船級船であること
- ② 証書の有効期間満了までに船級協会による更新検査に合格していること。
- ③ 本措置以外に、証書の延長措置を受けていないこと
- ④ 有効期間満了前に受けた船級協会による更新検査の結果、証書の記載事項に変更がないこと

### （2）手続き

本措置の適用を受けようとする場合の手続きは次のとおりです。

#### ① 管海官庁に対する手続き

船級協会による更新検査が終了するまでに受検地を管轄する管海官庁に対し、次の書類を提出して下さい。なお、事由届の受理証明を希望される場合、管海官庁において事由届に奥書処理をします。

- ・ 新証書の交付申請書
- ・ 本措置の適用に係る事由届（別添1参照）
- ・ 証書の写し
- ・ （更新検査終了後）船級協会が発行する検査報告書

#### ② 船級協会に対する手続き

管海官庁に対して手続きを行った場合、船級協会に対しても本措置の適用を希望する旨を通知するとともに、条約証書及び（受有している場合は）危険物運送船適合証英訳書を提出して下さい。

船級協会は、各条約証書裏面の該当欄に効力延長措置が適用されている旨裏書処理します。

#### ③ 管海官庁による新証書の交付

管海官庁は、新証書の交付準備が整い次第、新証書を交付します。

なお、新証書交付に関する希望（交付時期、受領方法他）がある場合、①の手続きの際にお申し出下さい。



【別添 1】

船舶検査証書等・海洋汚染等防止証書等・船舶保安証書の延長に係る事由届<sup>※1</sup>

平成 年 月 日

(受検地を管轄する管海官庁名を記載) 殿

氏名又は名称及び住所  
並びに法人にあっては  
その代表者の氏名 印

汽船 \_\_\_\_\_ (IMO番号 \_\_\_\_\_) について、下記のとおり、定期検査終了時、  
新たな証書類の交付を受けることが困難なため、関連書類を添えて本書を提出します。

記

1. 船舶所有者の氏名又は名称及び住所
2. 根拠法令<sup>※1</sup>
  - ・船舶安全法施行規則：第46条の3第1項
  - ・海上における人命の安全のための国際条約による証書に関する省令：第5条の2第1項
  - ・海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律の規定に基づく船舶の設備等の検査等に関する規則：第21条の2第1項及び第28条の2第1項
  - ・国際航海船舶及び国際港湾施設の保安の確保等に関する法律施行規則：第29条の2第1項
3. 登録船級協会名 (入級している船級協会名を記載)
4. 受検場所 (外国で受検した場合は：国名、国内で受検した場合は：造船所名又は港名を記載)
5. 検査終了の日 (更新検査の終了日を記載)
6. 事由<sup>※1</sup>
  - ・外国において船級協会の更新検査を受検したため。
  - ・受検地が管海官庁から遠隔地であるため。
  - ・船級協会による更新検査終了が閉庁日にあたるため。
7. 受理証明の交付希望 有り・無し<sup>※1</sup>

※1 不要な文字を抹消すること。

管海官庁使用欄

関係法令の規定により、汽船 \_\_\_\_\_ (IMO番号 \_\_\_\_\_) の証書の効力が  
年 月 日まで延長されることを確認しました。

なお、各証書とも、延長された有効期間が満了するまでに新たな証書の交付を受けるようご注意  
下さい。

年 月 日

The Japanese Government have confirmed that, M/V \_\_\_\_\_ (IMO No. \_\_\_\_\_) Certificates were  
extended in accordance with Japanese laws and regulations ,be accepted as valid until \_\_\_\_\_ .

Place :

Date :

COUNTERSIGNED: \_\_\_\_\_

Principal Ship Inspector

※受領証明を要しない場合「管海官庁使用欄」の記載は不要